平成２６年（フ）第１０４号
福岡県飯塚市庄司259番地１　大和アパート101号
債務者　原口　加奈
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第５９９号
北九州市八幡西区星ケ丘２丁目11番７号
債務者　吉岡　千春
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６０８号
北九州市八幡西区永犬丸東町３丁目16番19号102号
債務者　鈴木　幸二
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９４号
石川県小松市新町134番地
債務者　中村　節子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１５９７号
愛知県東海市名和町上大廻間25番地の１
債務者　石原みよ子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５０号
神戸市東灘区深江南町１丁目17番１―901号
債務者　渋谷　建志
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８０１号
神戸市長田区本庄町４丁目１番５―201号
債務者　中村　佳子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５０号
新潟県長岡市西津町3785番地17　コーポ・アルファ102号室、前住所新潟県長岡市東中野俣3451番地
債務者　諏佐　　剣
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１７１３号
名古屋市名東区牧の里３丁目701番地　県営高針住宅１棟725号、従前の住所名古屋市名東区牧の里２丁目1702番地　エステートカト―102号
債務者　木村　英史
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７２３号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘６棟606号、従前の住所名古屋市北区辻町１丁目63番地　ミッツハイム202号
債務者　阪野　大樹
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７６４号
名古屋市北区安井３丁目８番31号　市営成願寺荘東１棟205号
債務者　清水　正基
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７８６号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪63番地３　タウンコート諏訪　Ａ―202
債務者　山村　芳雄
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９２７号
名古屋市中村区羽衣町32番地　ラフィネ高峯201号
債務者　富田　純子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９５３号
名古屋市熱田区一番２丁目１番５号　リバティハイツ白鳥203号
債務者　桑原　一成
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿屋市下祓川町1874番地３
債務者　亀井　逸美
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第５７５号
熊本市西区戸坂町７番31号　コーポ松田６号、前住所熊本市西区島崎２丁目１番13号　島崎ハイツ102号
債務者　本田　　毅
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８１号
神奈川県三浦市南下浦町金田130番地４
債務者　戸嶋　　彩
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部